

政策随意契約

1. 対象契約

(1) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する場合

ア 次の施設で製作された物品を買い入れる契約

① 障害者支援施設

(障害者自立支援法第5条第12項に規定する施設。以下同じ。)

② 地域活動支援センター

(同条第21項に規定する施設。以下同じ。)

③ 障害福祉サービス事業を行う施設

(同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る、同条第1項に規定する施設。以下同じ。)

④ 小規模作業所

(障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。以下同じ。)

⑤ これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者

⑥ 認定生活困窮者就労訓練事業（生活困窮者自立支援法第16条に規定する事業。以下同じ。）を行う施設

(その施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者であるもので、当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者に限る。)

イ 次の施設から役務の提供を受ける契約

① 障害者支援施設

② 地域活動支援センター

③ 障害福祉サービス事業を行う施設

④ 小規模作業所

⑤ シルバー人材センター連合

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条第1項に規定。)

⑥ シルバー人材センター

(同条第2項に規定。)

⑦ これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者

⑧ 母子・父子福祉団体等

(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた

者。当該団体が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者がなく現に児童を扶養している者及び同条第4項に規定する寡婦である者に係る役務の提供を当該団体から受ける契約に限る。）

⑨ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設

（その施設に使用される者が主として生活困窮者自立支援法第3条第1項に規定する生活困窮者であるもので、当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者に限る。）

(2) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号に該当する場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、管理規程で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

2. 公表する時期と内容

(1) 契約の締結を予定する日の原則として2箇月前まで

- ア 契約に係る物品又は役務の名称
- イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称
- ウ 契約の締結を予定する日

(2) 契約を締結する日まで

- ア 契約の内容
- イ 契約の相手方の選定基準、申込みの方法その他の契約の相手方の決定方法

(3) 契約の締結後

- ア 契約に係る物品又は役務の名称
- イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称
- ウ 契約を締結した日
- エ 契約の相手方となった者の氏名又は名称
- オ 契約金額
- カ 随意契約とした理由
- キ 契約の相手方とした理由

(参考) 京都市上下水道局契約規程第27条の2第1項

「管理者は、地公令第21条の14第1項第3号及び第4号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が第27条に規定する額を超えるものをするときは、次に掲げる手続を行わなければならない。」